

所 管 事 項 調 査

目 次

ページ

- 1 野母崎地区の振興策にかかる長崎県の財政支援について 1

南総合事務所

令和元年9月

野母崎地区の振興策にかかる長崎県の財政支援について

1 これまでの経緯

長崎県亜熱帯植物園の閉園（平成 29 年 3 月末）以降、県市による新たな野母崎地区の振興策についての協議が重ねられてきた。

地元連合自治会からの要望も踏まえ、市においては恐竜博物館建設を含む田の子地区整備を行うこととし、県に対してその財政支援をお願いするとともに、「市政問題協議会」においても、野母崎地区の振興策に対する財政支援を、平成 29 年度及び平成 30 年度に要望してきた。

これらの過程を経て、平成 31 年 3 月に財政支援については県市において大枠の方向性を確認し、県においては令和元年 9 月県議会へこの財政支援にかかる債務負担行為を補正予算計上している。

2 財政支援の内容

(1) 財政支援の対象

恐竜博物館建設及び植物の移植にかかる経費の地方債元利償還金への助成

(2) 支援総額（限度額）

198,729 千円

(3) 債務負担設定期間及び補助期間

令和 2 年度～令和 15 年度

3 今後のスケジュール（予定）

令和元年 12 月 協定書の締結